

令和7年度第3回高梁市地域公共交通会議【協議事項】決議結果

書面決議：令和8年1月14日集計

【協議事項】令和7年度地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統確保維持事業）に係る事業評価について	
回答項目	委員等（16人のうち）
・承認します	16人
・不承認とします	0人
※意見なし（回答なし）	0人
計	16人

委員からの意見

- ・資料1に記載の「補助金の概要及び目標・実績」について、（高）勝山線の「目標・効果達成状況」が「B」となっているが、原本である資料2の事業評価では「A」である旨ご指摘をいただいた。
→事務局の資料作成時のミスであり、お詫び申し上げます。
- ・資料3の文字が小さく見にくい。
→ページが多いため書面を小さくしてしまいました。ご迷惑をおかけしお詫び申し上げます。以後資料作成時は事務局において十分配慮させていただきます。
- ・当該路線を利用している中で乗換が必要であるが、その際川上バスセンターや成羽での乗換を行うにあたり、トイレの使用が円滑にできるとありがたい。
→今後当該トイレの管理者へ状況確認を行います。
- ・公共交通利用者は減少するが、高齢者・通学生など今後も生活交通の確保・維持のため支援が必要と思う。
→引き続き国庫補助制度の活用等により支援を継続に努めてまいります。

結果：令和7年度地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統確保維持事業）に係る事後評価が承認されたことにより、国土交通省へ関係書類を添えて報告を行う。

※高梁市地域公共交通会議第5条第2項の規定により、会議は、委員の過半数の出席がなければ開会することはできないとあるが、16名の委員のうち16名全員の回答（出席）より、会議は成立している。

※高梁市地域公共交通会議第5条第3項の規定により、会議の議決の方法は、委員による全会一致を原則とするが、同条第4項の規定により、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決することにより上記協議は「承認」されている。